

宇陀市室生地域内分譲宅地募集要領

1、所在地 宇陀市室生大野、無山、西谷地域内

2、区画 別紙「配置図」をご覧ください。

3、分譲価格 別紙「分譲宅地一覧表」をご覧ください。

4、申込者の資格

申込者は、次の資格を全て備えている方に限ります。

- (1) 申込者ご自身がお住まいになる住宅を建築するため、宅地を必要とする方。
- (2) 満18歳以上の方で、支払い能力がある方。
- (3) 自ら居住する住宅を建設するため、宅地を必要とされている方で、宅地を譲り受けてから概ね5年以内に住宅建設に着手できる方。
- (4) 譲渡代金及び諸経費を宇陀市の指定する期日までに納入できる方。

5、売払いの条件

- (1) 申込区画数は原則として1世帯1区画とします。
- (2) 住居の用途以外に使用しないでください。
- (3) 第三者に転売しないでください。
- (4) 契約締結後、5年間、次のような事項に該当するときは、催告しないで契約を解除し、違約金を徴収します。

ア 分譲宅地譲渡契約書に違反したとき。

イ 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。

6、法令等による制限

建物の構造が木造及び非木造によらず、階数2以上または延べ面積200㎡を超える建物を建築する場合は、建築確認申請の対象となります。

7、供給処理施設の状況

	供給処理施設について	配管等の状況
上水道	公営水道にお問い合わせください。	接面市道配管 有り (負担金必要)
電気	各電力会社にお問い合わせください。	接面市道配管 有り
ガス	LPGガス	—

8、申込方法

分譲宅地申込書に必要事項を記入して、行政経営課窓口まで直接持参ください。

(1) 受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※電話、FAXなどの申し込みはお受けできません。

(2) 受付場所

宇陀市役所 市長公室 行政経営課（奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3）

(3) 申込みに必要な書類等

ア 宅地分譲申込書

イ 住民票（同居予定者全員記載されたもの）

ウ 納税証明書（申込者の前年度分についての市税全般）

エ 購入理由書（２区画以上申し込まれる方に限る）

オ 誓約書

（４）お申込みの際の注意事項

ア お申込みは、区画ごとに受付しますので、十分検討のうえ、申込書に区画番号を記入して提出してください。

イ 郵送、電話及びＦＡＸによる申込みは、一切受付いたしません。必ず本人又は申込者と同一世帯の方が必要書類をご持参してください。

ウ 申込みの際、受理した書類は、一切返却いたしません。

エ 申込みの資格がない場合、虚偽の申込み等不正を行った場合の申込みは、無効とさせていただきますので、正確に記入してください。

オ 住宅取得の必要性が少ない方が申し込まれ辞退されますと、他の申込者の方々に大変迷惑がかかりますので、十分ご検討のうえお申込みください。

９、選考方法

本要領を基準に申込書類を審査し、申込みの先着順で決定します。

１０、土地売買契約に必要なもの

（１）申込者の実印（印鑑登録してある印鑑）

共有の場合は、共有者の方の実印も必要です。

（２）印鑑証明書（１ヶ月以内に取得したもの）

（３）収入印紙

※契約される土地により額面をお知らせします。

（４）登録免許税

※契約される土地により額面をお知らせいたします。

１１、土地代金の納入

土地売買契約時に土地代金の納付書を交付しますので、指定された日（契約後２か月以内）までに、銀行等金融機関から指定口座に土地代金の全部を一括で振り込んでください。

１２、引渡し及び所有権の移転登記

分譲宅地の引渡しは、現状のままの引き渡しになります。また、土地代金の納入確認後、所有権の移転と同時に引き渡しを行い、登記済権利証を交付します。

所有権移転登記手続きは、分譲宅地の引渡し後、宇陀市が嘱託により行います。

１３、諸経費

契約及び登記にかかる諸経費（契約時の収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税、不動産取得税等）は、全て土地購入者の負担となります。

１４、分譲の条件

（１）土地は現況のままでの分譲となりますので、現地をよく確認し了解のうえ申込みください。

（２）土地の引渡しから住宅建築までの間は、除草・土地の荒廃防止などの管理を行ない、近隣に影響を及ぼす行為をしないでください。

（３）建物の基礎工事は、各住宅メーカー等と打合せのうえ、必要に応じて補強工事を行なってください。

（４）分譲宅地内には、電気、電話等の供給のため、電柱、支柱、支線等が設置してありますが、既存の電柱、支柱、支線等の移転、撤去はできませんのでご了承ください。

(5) 宅地引渡し後の隣接者との紛争等については、市では一切責任を負いません。

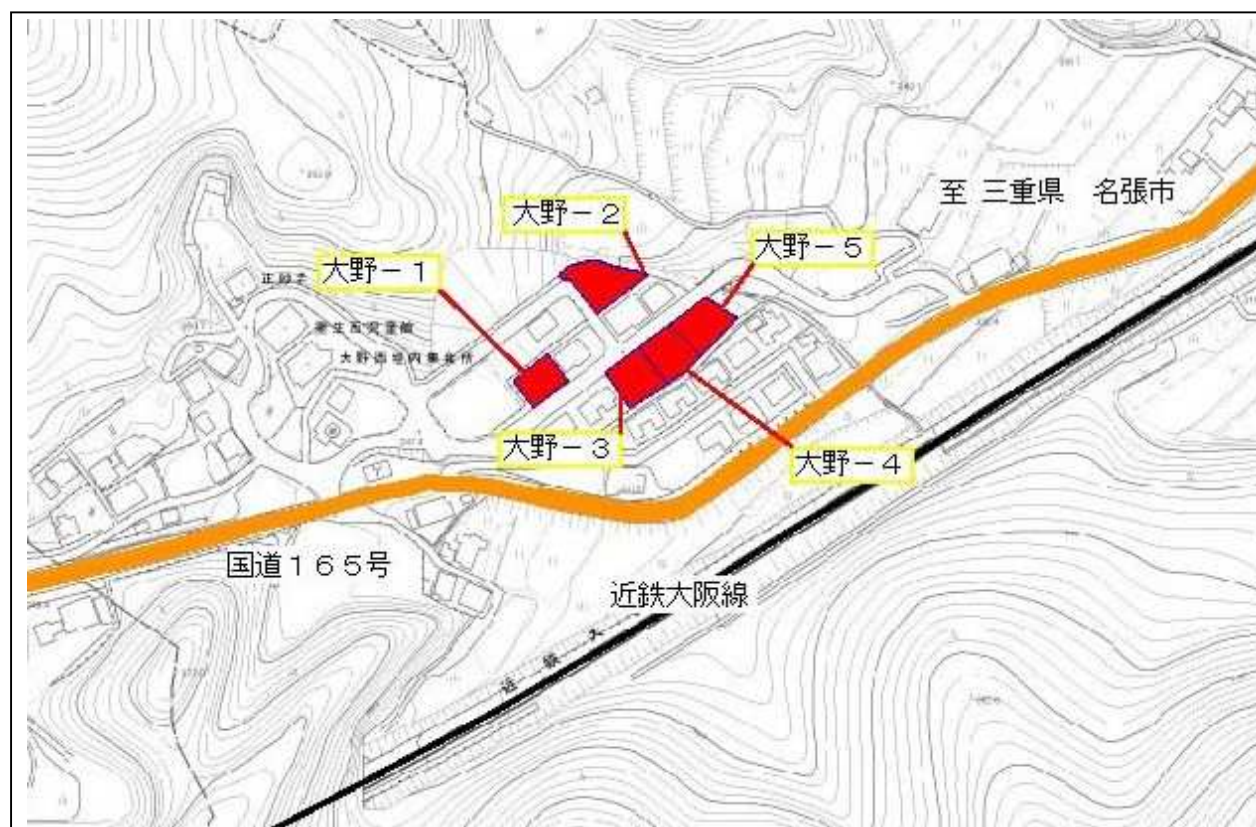
(6) 住み良いまちづくりのため、ご購入・ご入居後は、地域の一員として地域住民及び宇陀市と協働し、良好な住環境の維持と地域コミュニティの形成にご協力ください。

15、お問い合わせ

宇陀市役所 市長公室 行政経営課（電話 0745-82-3632、I P 電話 0745-88-9084）

室生地域事務所 地域市民課（電話 0745-92-2001、I P 電話 0745-88-9181）

【配置図 1】 室生大野地域



【配置図 2】 室生無山地域



【配置図 3】 室生西谷地域



【分譲宅地一覧表 1】 室生大野地域

No.	図面番号	土地の所在	地積 (㎡)	坪 数	坪単価 (円)	分譲金額 (円)
15	大野-1	室生大野 3543 - 7	307.53	93.02	26,000	2,418,000
16	大野-2	室生大野 3543 - 8	420.05	127.06	26,000	3,303,000
17	大野-3	室生大野 3543 - 13	408.05	123.43	26,000	3,209,000
18	大野-4	室生大野 3543 - 14	406.19	122.87	26,000	3,194,000
19	大野-5	室生大野 3543 - 15	423.78	128.19	26,000	3,332,000

【分譲宅地一覧表 2】 室生無山地域

No.	図面番号	土地の所在	地積 (㎡)	坪 数	坪単価 (円)	分譲金額 (円)
20	無山-1	室生無山 55 - 11	313.85	94.93	17,000	1,613,000
21	無山-2	室生無山 55 - 13	313.91	94.95	17,000	1,614,000

【分譲宅地一覧表 3】 室生西谷地域

No.	図面番号	土地の所在	地積 (㎡)	坪 数	坪単価 (円)	分譲金額 (円)
22	西谷-2	室生西谷 189-59	277.16	83.84	15,000	1,257,000